

定 款

**ミニストップ**株式会社

# ミニストップ株式会社定款

〈制定〉	昭和55年5月10日	改訂	平成14年5月29日		
	改訂	昭和58年2月21日	〃	平成15年5月28日	
		〃	昭和62年4月14日	〃	平成16年5月20日
		〃	平成1年4月12日	〃	平成18年5月16日
		〃	平成3年3月29日	〃	平成19年5月15日
		〃	平成3年5月20日	〃	平成21年5月27日
		〃	平成4年5月27日	〃	平成22年5月19日
		〃	平成6年5月26日	〃	平成25年5月23日
		〃	平成7年5月30日	〃	平成27年5月20日
		〃	平成10年5月25日	〃	令和4年5月20日

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ミニストップ株式会社と称する。  
英文では、MINISTOP CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 食料品、家庭用品、日用品雑貨、電気製品、家具製品、衣料品、化粧品、装飾品雑貨、書籍、動物、植物、スポーツ用品、携帯電話および簡易型携帯電話等の通信機器、貴金属、宝石、美術品の小売ならびにこれに関連する物品の製造、加工、卸売および輸出入
2. 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙および古物の販売
3. 酒類の小売、卸売および輸出入
4. 医薬品、医薬部外品、医療用具、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、ガス類、肥料、飼料および計量器の販売および輸出入
5. 乗車券、航空券、乗船券、各種チケット、宝くじ等の販売および取次業
6. 自動車、オートバイ、自転車、軽車両、運搬車およびこれらの部品、付属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業
7. ゲーム機器、ゲーム・ミュージック・映像ソフトおよびコンピューターソフトウェアの製造、販売、輸出入、賃貸ならびにその取次業
8. 前各号の物品の配達、レンタル、輸出入およびこれらの代行業
9. 住民票、戸籍、印鑑証明書等に関する受託収納代行
10. 電気、ガス、水道、放送受信等に関する公共料金収納代行業務ならびに通信販売等に関する代金の受託収納代行
11. 代金前払方式での磁気カードおよび商品券の発行ならびに販売
12. 薬局、飲食店、遊戯場、スポーツ施設、学習塾、プレイガイド、カルチャーセンター、駐車場およびガソリンスタンドの経営
13. 情報処理サービス業および情報提供サービス業、労働者派遣事業、電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網の有償提供およびその代理業
14. インターネット等の通信システムを利用した情報の収集処理及び販売並びに各種情報提供サービス業
15. ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業および商品棚卸受託業
16. 写真業、自動車運送事業、貨物運送取扱事業、旅行業法に基づく旅行業および印刷出版に関する業務
17. 不動産および店舗、店舗設備、什器備品の売買、賃貸、仲介、管理ならびに土木建築工事、室内装飾の請負業
18. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証・集金の代行、有価証券の投資・運用・売買ならびにクレジットカード業、クレジットカード取次業および総合リース業
19. 有価証券売買、売買等の媒介、取次、代理業務
20. 銀行代理業
21. 外国為替取引業および両替業
22. 商品棚卸、ビルメンテナンス、塵芥収集等各種委託取次業
23. 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務
24. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
25. 前各号に掲げる事業に関するフランチャイズシステムによるコンサルタント業
26. 前各号に掲げる事業に係る技術援助・指導ならびに投資に関する事業
27. 前各号の事業への投資および融資
28. 前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を千葉市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、88,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有していない場合、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株 主 総 会

(招集の時期および場所)

第12条 当社の定時株主総会は、次条に定める基準日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会で定める順序により他の取締役がこれにあたる。

② 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、取締役会で定める順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会においてこれを行う。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。

② 取締役会は、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日以前にこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

- ② 各取締役および各監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。  
(取締役会の決議)
- 第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。  
(取締役会の決議の省略)
- 第 24 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。  
(取締役会規則)
- 第 25 条 取締役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。  
(顧問および相談役)
- 第 26 条 当社は、取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。  
(社外取締役の責任限定契約)
- 第 27 条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

- (監査役の数)
- 第 28 条 当社の監査役は、4名以内とする。  
(監査役の選任)
- 第 29 条 監査役の選任は、株主総会においてこれを行う。  
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
(監査役の任期)
- 第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。  
(常勤監査役)
- 第 31 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。  
(監査役会の招集)
- 第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日以前にこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。  
② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を招集することができる。  
(監査役会の決議)
- 第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除いて、監査役の過半数をもって行う。  
(監査役会規則)
- 第 34 条 監査役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。  
(社外監査役の責任限定契約)
- 第 35 条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第6章 計 算

- (事業年度)
- 第 36 条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。  
(剰余金の配当等の決定機関)
- 第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。  
(剰余金の配当の基準日)
- 第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。  
② 当社の中間配当の基準日は毎年8月31日とする。  
③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。  
(配当金の除斥期間)
- 第 39 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。  
② 未払いの剰余金の配当には、利息を付さないものとする。  
(附 則)
1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
  2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。
  3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日の経過後はこれを削除する。

本定款は、当会社の現行定款であります。

令和4年5月20日

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

**ミニストップ株式会社**

取締役社長 藤 本 明 裕